〇阿見町環境基本条例
平成21年３月25日条例第５号
阿見町環境基本条例

目次
第１章　総則（第１条―第８条）
第２章　環境の保全及び創造に関する指針（第９条・第10条）
第３章　環境の保全及び創造に関する基本的施策（第11条―第23条）
第４章　霞ヶ浦の湖沼環境の修復、保全及び創造のための施策の推進（第24条）
第５章　地球環境保全の推進（第25条）
第６章　環境審議会（第26条）
第７章　補則（第27条）
附則

第１章　総則
（目的）
第１条　この条例は、豊かな水をたたえる霞ヶ浦や緑豊かな稲敷台地に恵まれた本町の良好な環境を現在及び将来にわたって保全し、更に良好な環境を創造することについて、基本理念を定め、並びに町、町民及び事業者の責務を明らかにするとともに、地域の特性を生かした、環境の保全及び創造に関する施策の基本となる事項を定めることにより、当該施策を総合的かつ計画的に推進し、もって町民の健康で文化的な生活環境の確保に寄与することを目的とする。

（定義）
第２条　この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。
（１）　環境への負荷　人の活動により環境に加えられる影響であって、環境の保全上の支障の原因となる恐れのあるものをいう。
（２）　地球環境保全　人の活動による地球全体の温暖化又はオゾン層の破壊の進行、海洋の汚染、野生生物の種の減少その他の地球全体若しくはその広範な部分の環境に影響を及ぼす事態に係る環境の保全であって、人類の福祉に貢献するとともに町民の健康で文化的な生活環境の確保に寄与するものをいう。
（３）　公害　環境の保全上の支障のうち、事業活動その他の人の活動に伴って生ずる相当範囲にわたる大気の汚染、水質の汚濁（水質以外の水の状態又は水底の底質が悪化することを含む。以下同じ。）、土壌の汚染、騒音、振動、地盤沈下、悪臭等によって、人の健康又は生活環境（人の生活に密接な関係のある財産及び動植物を含む。以下同じ。）に係る被害が生ずることをいう。

（環境の保全及び創造に関する理念）
第３条　環境の保全及び創造は、町民が健康で安全に暮らすことのできる快適な生活環境を確保しながらも、町が誇る貴重な文化財及び町民の生活に潤いと安らぎを与える自然環境を積極的に確保し、これらを将来の世代へ継承していくことを目的として行わなければならない。
２　町、町民、事業者等は、それぞれが相互に協働・連携し、環境の保全及び創造のための積極的かつ自発的な活動を実施することで、環境への負荷の低減を図りながら、資源循環型社会の構築を目指していかなければならない。
３　霞ヶ浦及びその流域の河川における豊かな自然は、町の歴史及び文化の根幹となるものであることから、その美しい湖沼環境を修復、保全及び創造することで、将来の世代へ継承されていかなければならない。
４　地球環境保全は、人類共通の課題であるとともに、町民の健康で文化的な生活を将来にわたって確保する上での課題でもあることから、事業活動や日常生活が地球の環境に及ぼす影響を十分認識し、国際的な協調の下、地球環境保全に資する行動により、積極的に推進されなければならない。

（町の責務）
第４条　町は、前条に定める環境の保全及び創造に関する理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、環境の保全及び創造に関する基本的かつ総合的な施策を策定し、これを実施する責務を有する。

（町民の責務）
第５条　町民は、基本理念にのっとり、その日常生活において、良好な水質の保全、廃棄物の減量、騒音の発生防止その他の環境への負荷の低減に努めなければならない。
２　前項に定めるもののほか、町民は、基本理念にのっとり、環境の保全及び創造に自ら努めるとともに、町が実施する環境の保全及び創造に関する施策に協力する責務を有する。

（事業者の責務）
第６条　事業者は、基本理念にのっとり、その事業活動を行うに当たっては、事業活動に伴って生ずる公害を防止し、及び廃棄物を適正に処理するとともに、自然環境の適正な保全に努めなければならない。
２　前項に定めるもののほか、事業者は、基本理念にのっとり、環境の保全及び創造に自ら努めるとともに、町が実施する環境の保全及び創造に関する施策に協力する責務を有する。

（環境基準の確保）
第７条　町、町民及び事業者は、国の定める環境基準が確保されるように努めなければならない。

（実施状況等の公表）
第８条　町長は、環境の状況並びに環境の保全及び創造に関する施策の実施状況等について取りまとめ、これを公表するものとする。

第２章　環境の保全及び創造に関する指針
（施策の策定等に係る指針）
第９条　町は、環境の保全及び創造に関する施策の策定及び実施に当たっては、基本理念にのっとり、次に掲げる事項が確保されるように、各種の施策相互の連携を図りつつ、総合的かつ計画的に行わなければならない。
（１）　人の健康が保護され、及び生活環境が保全され、並びに自然環境が適正に保全されるよう、大気、水、土壌その他の自然的構成要素が良好な状態に保持されること。
（２）　野生生物の種の保存その他の生態系の多様性の確保が図られるとともに、森林、農地、水辺地等における多様な自然環境が地域の社会的条件に応じて体系的に保全されること。
（３）　人と自然との豊かな触れ合いが保たれるとともに、人と自然が共生する良好な環境が保全及び創造されること。
（４）　安全で安心に暮らせる快適な生活環境が確保されること。
（５）　伝統と文化の香り高い歴史的及び文化的な遺産が継承されること。
（６）　廃棄物の発生抑制及び減量化、資源の循環的な利用、エネルギーの有効利用等が徹底される社会の構築が推進されること。
（７）　環境の保全及び創造に関する施策を効率的かつ効果的に推進するため、町、町民及び事業者の相互の連携が強化されるとともに、環境に関する学習が推進されること。
（８）　安全な水資源の確保等のための水質の汚濁の防止等により、霞ヶ浦及びその流域の河川の自然その他の湖沼環境（以下「霞ヶ浦の湖沼環境」という。）が修復、保全及び創造されること。
（９）　地球環境保全が国際協力の下で推進されること。
(10)　その他環境の保全及び創造に資する施策が推進されること。

（環境基本計画）
第 10 条　町長は、環境の保全及び創造に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、環境の保全及び創造に関する基本となる計画（以下「環境基本計画」という。）を定めなければならない。
２　環境基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。
（１）　環境の保全及び創造に関する長期的な目標及び施策の大綱
（２）　その他環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項
３　町長は、環境基本計画の策定に当たっては、あらかじめ阿見町環境審議会の意見を聴かなければならない。
４　町長は、環境基本計画を策定したときは、これを公表しなければならない。
５　前２項の規定は、環境基本計画の変更について準用する。

第３章　環境の保全及び創造に関する基本的施策
（自然環境の保全に関する措置）
第 11 条　町は、緑化を推進し、動植物を保護し、その他自然環境を保全するため、必要な措置を講ずるものとする。

（土地利用等に関する措置）
第 12 条　町は、都市計画（都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第４条第１項に定める都市計画をいう。）及び地域開発、産業振興等に関する計画等の策定に当たっては、総合計画（阿見町総合計画の策定等に関する条例（平成 24 年阿見町条例第１号）に基づき定められた総合計画をいう。）における土地利用の基本構想

に適合するように必要な措置を講ずるものとする。
２　町は、開発行為（都市計画法第４条第 12 項に定める開発行為をいう。）により、良好な環境が損なわれることのないように、必要な措置を講ずるものとする。

（施設整備の推進）
第 13 条　町は、公園、緑地その他の公共的施設の整備を推進するため、必要な措置を講ずるものとする。
２　町は、下水及び廃棄物に係る公共的な処理施設の整備その他環境の保全に資する施設の整備を推進するため、必要な措置を講ずるものとする。

（快適な生活環境の確保）
第 14 条　町は、火災、水害、地震災害その他の災害の発生を予防し、又は災害による被害の拡大を防止するため、必要な措置を講ずるものとする。
２　町は、町民の交通安全を確保するため、道路交通環境の整備その他必要な措置を講ずるものとする。
３　町は、清潔で美しい生活環境を確保するため、空き缶等の散乱の防止その他必要な措置を講ずるものとする。
４　町は、空き地が放置されることにより生ずる防火上、防犯上その他環境の保全上の支障を防止するため、必要な措置を講ずるものとする。
５　町は、建築物による日照阻害及び電波障害を防止するため、必要な措置を講ずるものとする。

（歴史的遺産等の保全の推進）
第 15 条　町は、歴史的及び文化的な遺産の保全を推進するため、必要な措置を講ずるものとする。

（資源の循環的利用の促進等）
第 16 条　町は、資源の循環的な利用、エネルギーの効率的な利用並びに廃棄物の減量及び適正な処理を促進するため、必要な措置を講ずるものとする。

（環境影響評価の推進）
第 17 条　町は、土地の形状の変更、工作物の新設その他これらに類する事業を行う事業者が、その事業の実施に当たり、あらかじめその事業に係る環境の影響について自ら適正に調査、予測又は評価を行い、その結果に基づき、その事業に係る環境の保全について適正に配慮することを推進するため、必要な措置を講ずるものとする。

（公害の防止）
第 18 条　町は、事業者の事業活動に伴って生ずる化学物質等による環境への負荷の低減に努めるとともに、公害の発生を未然に防止するため、必要な措置を講ずるものとする。

（協定の締結等）
第 19 条　町は、環境の保全及び創造に関する施策を実施するために必要があると認められるときは、事業者と協定を締結し、及びその他必要な措置を講ずるものとする。

（民間団体等の自発的な活動の促進）
第 20 条　町は、町民、事業者、民間団体等が自発的に行う緑化活動、再生資源の回収活動その他の環境の保全及び創造に関する活動が促進されるように、必要な措置を講ずるものとする。

（環境教育の促進等）
第 21 条　町は、町民及び事業者が環境の保全及び創造に関する理解を深めるとともに、これらの者の自発的な活動が促進されるように、教育及び文化活動の推進並びに広報活動の充実に努めるものとする。

（推進体制の整備）
第 22 条　町は、環境の保全及び創造に関する施策を効率的かつ効果的に推進するため、必要な体制を整備するものとする。

（監視体制の整備）
第 23 条　町は、環境の状況を把握するとともに、環境の保全及び創造に関する施策を適正に実施するため、必要な監視体制を整備するよう努めるものとする。

第４章　霞ヶ浦の湖沼環境の修復、保全及び創造のための施策の推進
第 24 条　町は、霞ヶ浦の湖沼環境の修復、保全及び創造に資するため、安全な水資源の確保等に必要な窒素、りん等の削減による水質汚濁の防止、自然環境の修復及び保全、良好な景観の保全及び形成並びに水辺地等の自然と触れ合える拠点の整備等に係る施策の推進を図るものとする。
２　町は、前項に規定する施策の推進に資するため、霞ヶ浦の湖沼環境の修復、保全及び創造に関する調査研究、情報の交換、人材の交流等の体制の整備を図るものとする。
３　町は、前２項に規定する施策の推進に当たっては、国、他の地方公共団体、事業者、町民、民間団体、研究者等との連携を図るものとする。

第５章　地球環境保全の推進
（地球環境保全の推進及び国際協力）
第 25 条　町は、地球環境保全に関する施策を推進するとともに、国、他の地方公共団体、事業者、町民、民間団体、研究者等と協力し、地球環境保全に関する国際協力に努めるものとする。

第６章　環境審議会
（環境審議会）
第 26 条　環境基本法（平成５年法律第 91 号）第 44 条の規定に基づき、環境の保全及び創造に関する基本的事項等を調査審議するため、阿見町環境審議会（以下「審議会」という。）を置く。
２　審議会は、町長の諮問に応じ、次に掲げる事項を調査審議する。
（１）　環境基本計画の策定及び変更に関すること。
（２）　その他環境の保全及び創造に関する基本的事項及び重要事項に関すること。
３　審議会は、委員 15 人以内をもって組織する。
４　委員は、町民及び学識経験を有する者のうちから、町長が委嘱する。
５　前各項に定めるもののほか、審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

第７章　補則
（委任）
第 27 条　この条例に定めるもののほか必要な事項は、町長が別に定める。

附　則
この条例は、平成 21 年４月１日から施行する。

附　則（平成 24 年３月 12 日条例第１号抄）
（施行期日）
１　この条例は、平成 24 年４月１日から施行する。